

認定NPO法人たすけあいの会ふきのとう

会員規則

(入会)

第1条 会員になろうとする者は、本会の定款第7条、第9条および第11条により以下の手続きを要する。

- 1 会員入会申込書（別表1）による申し込み及び年会費の納入によって会員となることができる。
- 2 会員入会の申し込みがあった場合には、代表が承認する。
- 3 会費（正会員及び賛助会員）の金額及び納入方法

(1) 会費の金額

- ①正会員 : 年会費 2,000円
- ②賛助会員 : 年会費 3,000円（1口）
- ③ただし、団体の正会員についてはこの限りではない。
(団体の構成人数及び利用頻度により理事会が決する)

(2) 納入方法

入会申込書の提出時に持参、またはゆうちょ銀行払込票による送金、もしくは申し出により集金を行なうものとする。

- 4 年度途中の入会時の年会費については次のとおりとする。

(1) 4月～12月	2,000円 (3,000円)	() 内は賛助会員
1月～3月	1,000円 (1,500円)	

(2) 団体の正会員の場合もこれに準ずる。

(退会)

第2条 退会の手続きは以下のように定める。

- 1 退会は代表に申し出ることとする
- 2 納入した会費は、年度途中の退会であっても返還しないものとする。
- 3 退会後、事情により再入会する場合は初めての入会のときと同じ手続きを要す。

(会員の義務)

第3条 会員は定款第8条に定めた義務の他に以下の義務を負うものとする。

- 1 信義に従い、誠実にサービスに従事し、またこれを受けなければならない。
- 2 サービス訪問中に知り得た情報などについては、これを他に漏らし、または他に利用してはならない。
- 3 サービス訪問中に、サービスの受け手に、またサービスの提供者に、物品の斡旋、販売または金品を渡す行為、受ける行為をしてはならない。

(会員資格の喪失)

第4条 特別の事情がなく年会費が未納のまま2年を経過した場合は、会員の資格を喪失する。

付則 この規定は平成11年5月29日から施行する。